

(3 【料金表】

1 居宅介護支利用料は要介護状態に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の利用料金となります。

- ① **居宅介護支援費 (I)** 要介護1・2は、¥12,076円 要介護3・4・5は、¥15,690円
- ② **初回加算** ¥3,336円 初回(新規に居宅サービス計画を算定した場合及び要介護状態区分が2段階以上変更認定を受けた場合)
- ③ **入院時情報連携加算 (I)** ¥2,780円 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。
入院時情報連携加算 (II) ¥2,224円 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事。
※営業時間終了後に入院した場合にあって、入院日から起算して3日目営業日でない場合は、その翌日を含む。
- ④ **イ退院・退所加算 (I) イ** ¥5,004円 病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている事。
- ⑥ **ロ退院・退所加算 (I) ロ** ¥6,672円 病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている事。
- ⑦ **ハ退院・退所加算 (II) イ** ¥6,672円 病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回受けている事。
- ⑧ **ニ退院・退所加算 (II) ロ** ¥8,340円 病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を二回受けており、内一回は、カンファレンスによる事。
- ⑨ **ホ退院・退所加算 (III)** ¥10,008円 病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、内一回以上はカンファレンスによる事。
- ⑩ **緊急時等居宅カンファレンス加算** ¥2,224円 病院、又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
- ⑪ **通院時情報連携加算** ¥556円 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

2 法定代理受領により当社の居宅介護支援及び加算に対して介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

3 利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が法定代理受領を出来なくなった場合には要介護度に応じた所定の料金を一旦お支払いいただきます。この時当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供書を後日お住いの市区町村窓口へ提出しますと、全額の払い戻しがうけられます。

4 介護保険改正による利用料の変更があった場合、料金表は変更されます。

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ
所在地	横浜市旭区上白根町807-2
事業者指定番号	神奈川県 1473200580号
管理者・連絡先	江口 直美 TEL 045-953-6890
サービス提供地域	旭区

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに居宅サービス計画の作成を行います。 また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	2名 （常勤専従1名） （常勤兼務1名）

3 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
月曜日から 金曜日まで	午前8時45分から午後17時45分
祝日（但し12月29日から1月3日は休み）	午前8時45分から午後17時

1. 当事業所における運営方針

居宅介護支援の運営方針。

- 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとし、事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行います。
- 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し。利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者からの総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整致します。
- 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮し、総合的なサービスの提供に努めます。
- 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合などは、利用者の同意を得て主治医の意見を求めることとされており、この意見を求めた主治医に対してケアプランを交付いたします。
- 利用者の口腔や服薬の状態等について、各事業等から伝達された際は、ケアマネから主治医に必要な情報伝達を行います。
- 居宅介護支援の提供の開始に辺り、利用者に対して、入院時に担当ケアマネの名前などを入院先の医療機関に伝えるよう依頼いたします。
- 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。 ※採用時・現任研修等、資質向上に必要な研修等を計画的に参加
- 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができ、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者について、利用者の求めに応じ、選定理由を説明致します。

2. 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。従業者であった者に業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

3. 事故時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡致します。事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

4. 苦情対応

利用者は、提供された居宅介護支援に関して苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

5. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し当該「業務海賊計画」に基づき、必要な措置を講じる。

1 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

2 定期的に「業務改善計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

3 感染症が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じる。

感染症の予防、蔓延防止の為に対策検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

感染症の予防蔓延の防止のための指針を整備する。

介護支援専門員に対し、感染症の予防蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

6. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 江口 直美 (管理者)

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

3 虐待防止のための指針の整備をしています。高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し

4 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報致します。

7. 職場におけるハラスメントの防止に関する規定に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じます。